

ひとり暮らし高齢者や子育ての家庭の孤立、生活困窮者の増加など地域にはさまざまな課題を抱え、手助けを必要としている人びとがいます。

民生委員児童委員は、住民の**身近な相談相手**として、**関係機関へのつなぎ役**や、**地域の見守り役**として大きな期待が寄せられています。



子どもの登下校時に見守りや声かけを行ないます。子どもにとって地域の身近なおじさん、おばさんとなり、時には悩みごとの相談にものります。

高齢者や子育て家庭の居場所づくりや仲間づくりのため、公民館などでの「サロン活動」の運営に協力しています。

地域の課題や住民支援に協力して取り組むため、行政機関や関係者と定期的に打合せを行います。

ひとり暮らしの高齢者や子育て家庭など、地域の住民を訪問し、日常生活での困りごとなどについて、相談にのります。

消防団や自主防災組織などと協力し、災害に備えたまちの危険箇所の点検や避難訓練などに協力しています。

民生委員児童委員ってどんな人？

全道で約1万人(札幌市も含めると約1万3千人)の民生委員児童委員が活動しています。

民生委員児童委員とは

民生委員児童委員は地域住民のなかから選ばれ、自らも住民の一員という性格をもって住民の見守りや相談活動を行います。(担当区域をもって活動します)

- 民生委員は厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。児童福祉法に定める児童委員を兼ねています。
- 厚生労働大臣が定めた基準をふまえ、市町村ごとに人数が定められています。
- 任期は3年で、再任も可能です。
- 無給のボランティアとして活動します。
(活動に必要な電話代・交通費などに充てる実費弁償費の支弁があります)



主任児童委員とは

主任児童委員は、子どもや子育て家庭への支援を専門に担当する民生委員児童委員です。(担当区域はもちません)

- 児童福祉関係機関と区域担当民生委員児童委員との連絡役となって、協力して活動を行ないます。

こんな活動をしています！



住民の相談・支援活動

●見守り役として

高齢者や障がい者、子ども等の安否確認や見守りのための訪問活動を行います。

●行政などへのつなぎ役として

地域住民が抱える悩みや心配ごとなどの相談にのり、必要に応じて専門機関へつないだり、福祉サービスなどの情報提供を行ないます。

地域福祉活動

●住民の居場所づくりや仲間づくり

高齢者や子育て家庭を対象にしたサロン活動などに取り組みます。

●地域の行事等への参加

地域行事や学校行事等へ参加し住民との交流を深めます。

関係機関・団体との連携

●実態調査への協力

行政などの依頼に基づく担当区域内の高齢者世帯の状況調査などに協力します。

●共同募金への協力

地域の福祉活動に活用される共同募金の呼びかけに協力します。

仲間同士の情報交換や研修

●月1回の定例会議への参加

地域の民生委員児童委員による月例の会議に参加し、委員同士の情報交換や地域の課題などについて話し合いを行ないます。

●研修会への参加

必要な知識などを得るための研修に参加します。

民生委員児童委員協議会に所属し、仲間と共に活動を行ないます



民生委員児童委員協議会とは

すべての民生委員児童委員は、「民生委員児童委員協議会」（略称：民児協）に所属して活動しています。民児協は、その地域のすべての民生委員児童委員によって構成され、自主的に運営されます。民児協では、委員それぞれの活動を通じて把握する地域の課題を共有し、対応方法について検討したり、委員同士の学習の場として研修を実施したりします。一人ひとりの民生委員児童委員を組織として支え、関係機関・団体と共に地域福祉の推進に取り組んでいます。



民生委員制度は 100年の歴史と伝統があります！

◆民生委員制度のはじまり

民生委員制度は大正6年に岡山県で発足した「済世顧問制度」に始まります。翌大正7年には大阪で「方面委員制度」が発足し、昭和3年に方面委員制度が全国に普及しました。いずれも生活に困窮する人びとを救うために始まった制度で、その後、今日に至るまで、さまざまな理由で生活上の課題を抱える人びとの支えとなってきました。

◆平成29年(2017年)に100周年を迎えました

平成29年に民生委員制度は創設100周年を迎えました。歴史あるこの制度をこれからもさらに発展させていくため、全道の民児協においてさまざまな取り組みが進められています。ぜひあなたも100年の歴史と伝統を有する民生委員児童委員として新たな歴史を共につくっていきましょう。